府令・省令

○内閣府厚生労働省令第十九号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （業務方法書に記載すべき事項の特例） **第四条**　機構が機構法附則第五条の二第一項及び第二項各号、第五条の三第一項並びに第五条の五第一項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］	**附　則** （業務方法書に記載すべき事項の特例） **第四条**　機構が機構法附則第五条の二第一項及び第二項各号、第五条の三第一項並びに第五条の五第一項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］

省令

○総務省令第百十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第二号の五　人工衛星局の電力束密度の許容値（第32条の６関係）

改正後			改正前		
周波数帯	仰角（δ）（注１）	電力束密度の許容値（注２）	周波数帯	仰角（δ）（注１）	電力束密度の許容値（注２）
［１～15　略］	［略］	［略］	［１～15　同左］	［同左］	［同左］

三　機構法附則第五条の三第一項第一号に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号。以下この条において「旧優生保護法補償金等支給法」という。）第三条第一項の補償金、旧優生保護法補償金等支給法第十条の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十五条の人工妊娠中絶一時金の支払に関する事項

四　機構法附則第五条の三第一項第二号に規定する旧優生保護法補償金等支給法第十三条第一項の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十八条第一項の人工妊娠中絶一時金の支払に関する事項

五　機構法附則第五条の三第一項第三号に規定する旧優生保護法補償金等支給法第三十五条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払に関する事項

［六・七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　機構法附則第五条の三第一項第一号に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この条において「旧優生保護法一時金支給法」という。）第三条の一時金の支払に関する事項

四　機構法附則第五条の三第一項第二号に規定する旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払に関する事項

五　機構法附則第五条の三第一項第三号に規定する旧優生保護法一時金支給法第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払に関する事項

［六・七　同上］

附　則

この命令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行する。

別表第二号の五　［同左］

改正後			改正前		
周波数帯	仰角（δ）（注１）	電力束密度の許容値（注２）	周波数帯	仰角（δ）（注１）	電力束密度の許容値（注２）
［１～15　同左］	［同左］	［同左］			